令和８年第１回　北海道議会定例会〔経済部審査〕開催状況（経済部観光局観光振興課）

開催年月日　令和８年３月 16 日（月）
質　問　者　日本共産党　真下　紀子　委員
答　弁　者　観光振興監、観光局長、国際戦略担当課長

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
一　観光施策等について **（三）カジノを含むＩＲについて** **（真下委員）** 次に、カジノを含むＩＲについて伺います。政府が目指す全国３か所を上限とするカジノを含むＩＲ整備の追加募集は、2027 年５月から 11 月が申請の受付期間とされています。道は１月に有識者懇談会を設置し、これまで２回開催する中で、北海道らしいＩＲコンセプトの具体化、ギャンブル依存症対策等の論点を取りまとめております。	
１　有識者懇談会の議論の受け止めについて **（真下委員）** 観光振興監は２回とも参加をしておりますが、専門家の講演及び議論をどのように受け止めているのか、最初に伺います。	**（観光振興監）** 有識者懇談会の議論についてでございますが、道では、昨年 12 月に有識者懇談会を設置し、これまで、２回の開催におきまして、ＩＲ制度の本旨やギャンブル等依存症の現状、そして世界の観光・ＭＩＣＥ・ＩＲの動向につきまして専門家からご報告をいただいたほか、ＩＲ制度、ＩＲを巡る情勢変化と見通し、ＩＲの政策目的などにつきまして全道各地への消費拡大や経済波及効果とともに、ＭＩＣＥや宿泊施設といった中核施設の事業性、さらには、現在のギャンブル等依存症対策の実効性の確保などの課題につきまして、幅広くご議論いただいているところでございます。 道としては、「ＩＲに関する基本的な考え方」の改訂に向けまして、メリット・デメリット両面から検討を深めていくことが重要と考えておりまして、引き続き、懇談会での議論を丁寧に進めてまいりたいと考えております。
２　基本的考え方の表明時期について **（真下委員）** 率直な意見交換がされていて、大変参考になる懇談会だと思います。大変私は敬意を表しています。 ところが知事は「基本的考え方」を今年秋に提示できるよう検討を進めると、27 日の本会議で表明をされました。しかし９日の丸山議員の質問に、「有識者懇談会には期限を図っていない」とこういうふうに答えているわけです。結論を出す時期を有識者懇談会と相談しなかった理由は何でしょうか。	**（国際戦略担当課長）** 有識者懇談会についてでございますが、有識者懇談会は、「ＩＲに関する基本的な考え方」の改訂に向け、メリット・デメリット両面の様々な論点に関し、専門的な知見からご意見をいただき、検討を深めていくために開催しているものでございます。

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
３　有識者懇談会議論との乖離について **（真下委員）** それでは駄目だと思うんですよね、それだけでは。ちゃんとリスペクトを持って対応しないと駄目だと思うんでよ。 有識者懇談会の議論というのは、申請プロセス、基本方針の策定、事業者の公募、事業者の選定、整備計画策定の前段の考え方の整理なんですね。カジノによる社会的課題は議論の前提であって、しっかり検討を重ね、徹底的に議論する必要があると、こう言って皆さん頑張っているわけです。知事の示す基本的考え方はこの議論というのは反映されないのでしょうか。	**（観光局長）** 有識者懇談会の議論についてでございますが、道では、ＩＲを取り巻く大きな環境の変化などを踏まえ、昨年９月に「ＩＲに関する基本的な考え方」を改訂することとし、11 月に「基本的な考え方」の改訂に向け論点整理を行った骨子を公表し、昨年 12 月に「ＩＲに関する有識者懇談会」を設置し、本年１月、２月に有識者懇談会を開催し、本年２月に、有識者懇談会での議論を踏まえ、中間整理を公表したところでございます。 道といたしましては、「基本的な考え方」の改訂表明から１年程度が経過する本年秋を目処に「基本的な考え方」の成案をご提示できるよう、改訂スケジュールを有識者懇談会にご報告した上で、今後も、さらに議論を深めつつ、検討の各段階において、議会にお示しをし、ご議論いただきながら、検討を進めてまいります。
４　申請時期について **（真下委員）** 有識者懇談会に、改訂スケジュールを報告するということなんですけど、あれだけ真摯に頑張って議論していただいている皆さんにもっとリスペクトをして対応していかないと駄目だというふうに思います。 2019 年 11 月、知事は「来たるべき時期に向け、ＩＲ誘致への挑戦の取り組みを進めていく」と表明し、期待をもたせたわけですけど、2027 年 11 月の締め切りに間に合わせようと拙速な対応をとるんでしょうか。	**（国際戦略担当課長）** 申請に向けた対応についてでございますが、道では、ＩＲの検討にあたっては、道民の理解促進の観点から丁寧なプロセスが重要と認識しており、来年度においても、有識者懇談会において検討をさらに深め、市町村や経済団体など、関係者の方々との意見交換を重ねるとともに、検討状況を各段階で道議会にお示しをし、ご議論いただきながら、北海道らしいＩＲコンセプトの具体化に向け、取り組んでまいります。
５　市町村の意向について **（真下委員）** しっかり議論することはとてもいいことだと思うんですけど、申請プロセスの前段の考え方の整理ですよね。それが秋までだということですから、その後の実現性ということについては、本当に見通せないわけで、私は諦めた方がいい思うんです。 その他に、道が行った市町村意向調査によりますと、ＩＲを整備することに関心があると答えた市町村は、苫小牧市と函館市の２市だけでした。その後の両市の意向をどのように確認しているんでしょうか。	**（国際戦略担当課長）** 市町村の意向確認についてでございますが、自地域でのＩＲ整備に向け、構想を策定し、誘致に向けた取組を継続している苫小牧市と、ＩＲ立地に関心を示した函館市については、職員が直接訪問したほか、メールや電話などでも情報交換を行っているところでございます。 また、苫小牧市は、来年度、ＩＲに関連する予算を計上し、調査・分析などを行いながら、国際リゾート構想やこれまでの誘致の取組状況を整理・更新されると伺っており、函館市については、現在、ＩＲに関する情報収集を進めているところであると伺っております。
（真下委員） 誘致する自治体が決まらないで、北海道らしいＩＲって地域地域によって条件違いますよね。そうすると、決めないで、北海道らしいＩＲって、それって天空の何とかじゃあるまいし、空論にすぎないんじゃないですか。それに今申し上げましたけど、申請プロセスの前段の考え方は秋ということで、全然申請に間に合わないスケジュールなんじゃないんですか。諦めた方がいいんじゃないですか。 時間がないので知事に聞くことにします。	

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
６　計画申請までの費用負担について **（真下委員）** ＩＲは民間事業者が観光施設とカジノ施設を一体的に整備して、運営するプロジェクトであります。知事は2019年に断念説明した際に、「国に計画を申請するだけでも、その準備に最低でも数億円という税金を投入しなければならない」と説明しておりました。ＩＲをあきらめない限り、税金による費用が延々と生じるわけです。道はこれまでにいくら投じ、新年度以降、いったいいつまで、いくら負担するお考えなんでしょうか。	**（国際戦略担当課長）** ＩＲ検討に係る経費についてでございますが、令和６年度までに、ＩＲの検討に関連し、調査の委託料や旅費などとして、約4,300万円を執行し、令和７年度は、有識者懇談会の開催経費などで、約115万円を執行する見込みでございます。また、令和８年度は、「基本的な考え方」の改訂に向け、有識者懇談会の開催経費に加え、ＩＲに関する調査・分析の経費として、約998万円を提案しているところでございます。 「基本的な考え方」の成案を示す本年秋以降の方向性については、「基本的な考え方」の改訂に向けた骨子において、ＩＲ整備の意義や北海道らしいＩＲコンセプトとともに、今後のＩＲに関する対応方針をお示しすることとしており、今後の改訂に向けた取組を進める中で、検討してまいります。
７　宿泊税の充当について **（真下委員）** 元気に答えていただいたんですけど、私の質問なんか聞き入れてもらえてないんだなと思ったんですけど、結局断念するまでお金かかり続けるわけですよ。投入しなきゃならないわけでしょ。観光局がずっと担当しているわけですから。ＩＲは観光振興に資するとして、観光局が当初からＩＲ部門を担当してきました。観光振興に資するという理由で、今後ＩＲ関連事業に宿泊税が充当されることというのはこれあるんでしょうか。	**（観光事業担当課長）** 宿泊税の充当についてでございますが、宿泊税充当事業に該当するかどうかは、税充当の原則的なルールに沿って宿泊者の受益という点で関連性があるかなどにより判断することとしておりまして、ＩＲ関連事業への宿泊税の充当につきましては、今後、具体的な事業内容を検討する中で、その都度、判断することとなります。
７－再　宿泊税の充当について **（真下委員）** つまり、宿泊税充当することがあるということじゃないですか。そんなことで、宿泊税を充当することになるかもしれないということを道民に説明したことありますか。	**（観光事業担当局長）** 宿泊税の充当についてでございますが、ＩＲ関連事業への宿泊税の充当につきましては、今後、具体的な事業内容を検討する中で、その都度、原則的なルールに沿って判断することになると考えております。
７－再々　宿泊税の充当について **（真下委員）** 説明したことがあるかどうか聞いているので、答えてもらっていいですか。	**（観光事業担当局長）** ＩＲ関連事業に充当するかしないかについてでございますけれども、この点については過去に道民の皆様にご説明をした経緯はございません。
（真下委員） そうしますと先ほどの理論でいくと宿泊者にも受益があるってなったら、ＩＲは絶対宿泊者にも受益があると思いますよ。それだったら対象になることになるじゃないですか。そういう説明しないで、今になって、その都度判断します、それはないんじゃないかと思います。全く納得がいかないです。	

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
８　自然環境保全の課題について **（真下委員）** 次にいきますけども、釧路市北斗のメガソーラー建設めぐって、規制や環境アセス上の法制度が不十分なことは明らかといえます。 ＩＲも開発行為でありますけれども、前回ＩＲ誘致を断念した理由の一つに、保護すべき希少動植物の保護や、環境アセスの状況や結果によっては、施設の着工ができなくなる恐れをあげていました。「北海道らしいＩＲ」ということでは、規制や道の関与や強化を、「基本的考え方」ではどのように位置付けられるでしょうか。	**（国際戦略担当課長）** 環境保全などについてでありますが、有識者懇談会では、ＩＲは、カジノを含む開発行為であり、地域や社会、自然との共生が課題となるといったご意見をいただき、中間整理において、「地域社会・自然との共生、エネルギー・環境など持続可能性」を政策の有効性の柱として挙げたところであり、こうした考え方は、ＩＲ整備に当たっての必須条件として整理したところでございます。
９　北海道らしさとの隔たりについて **（真下委員）** 北海道らしいＩＲって繰り返しているんですけど、現制度の中ではね、規模が問題になっています。大都市圏と同じような規模ではできないと。その隔たりっていうのをですね、具体的にお示し願いたいと思います。 また、現在のＩＲ構想は 20 年前のモデルと言われていまして、オンラインカジノが急速に普及する中で、現在の観光ニーズに合致しているとお考えでしょうか。	**（国際戦略担当課長）** ＩＲ制度についてでございますが、道では、「基本的な考え方」の改訂に向けた「骨子」、及び改訂・素案に向けた「中間整理」において、大都市圏とは異なる立地環境、カジノ以外のＭＩＣＥ施設や宿泊施設などの中核施設が、カジノとは独立して採算性を確保し、事業を継続していくことなどについて、論点として整理してきたところでございます。 また、有識者懇談会では、制度設計は 20 年前のもの、当時と観光・地域社会を取り巻く環境が大きく変容しているとのご意見をいただいており、道としては、今後とも、大都市圏とは異なる立地環境、中核施設の事業の継続性などの論点について、有識者懇談会において議論を深めてまいります。
10　現制度のハードルについて **（真下委員）** その議論の中で、今の制度ですとね、都市型であって、人口、法人数、空港や主要駅の利用者が 3 大都市圏よりも小さくなっている北海道で、優位性を発揮できるのかっていう課題があって、その制度を変える必要があるという意見がありました。 しかしハードルが高いっていう見解も出ていますけども、北海道らしい IR とは、この問題を解決できるのでしょうか。	**（観光局長）** 施設の規模要件についてでございますが、国においては、国際競争力や高い経済効果、カジノ施設の設置を認めるといったＩＲ事業の性格に鑑み、ＭＩＣＥ施設など施設の規模要件を設けているものと認識しております。 道といたしましては、「ＩＲに関する基本的な考え方」改訂に向けまして、大都市圏とは異なる北海道ならではの立地環境の優位性や価値を活かした道内各地に効果が波及し、国の政策にも貢献するＩＲについて検討していくことが重要と考えており、引き続き、施設の機能や規模のあり方なども含めまして有識者懇談会において、検討を深め、道議会でのご議論もいただきながら、検討してまいります。
（真下委員） どっかで無理だというふうにね、決断するときが必要だというふうに思いますよ。	

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
11　違法性阻却の目的と規制緩和の影響について **（真下委員）** 違法性阻却要件を満たすために、カジノの床面積が３パーセントが上限だとされております。地方の特性から、施設規模を小さくする考えがありますけどもね、基準緩和は違法性阻却の目的に反する方向にならないのか。 また、北海道らしいＩＲはどのような公共的価値を生み出して、実現しようとしているのか伺います。	**（観光局長）** 施設規模要件と違法性阻却要件についてでございますが道では、違法性阻却要件でありますゲーミング区域の床面積の上限を遵守していくことを前提に、大都市圏とは異なる立地環境を踏まえ、地方におけるＩＲについて、検討していただけるよう国に意見を提出しているところであり、ＩＲ全体の施設規模や投資規模など地域における施設の需要と供給について留意が必要との有識者懇談会における意見なども踏まえ、引き続き、議論を進めてまいります。
（真下委員） 現実的にそれがね、2027 年 11 月までにできるのかっていうことですよね。できなかったら諦めるというふうに言わなければならないんじゃないですか。	
12　観光のゲートウェイ・送客機能について **（真下委員）** いうまでもなく、ＩＲは民設民営です。ＩＲ事業を追求する経営が必要であって、長期の滞在期間が優位だということは明らかです。カジノ推進意見には、ＩＲは大きな起爆剤となって、北海道観光のゲートウェイとして期待しているという声がありました。一方、カジノが収益を上げるということは、客がゲームで負けて、持ち金が減る。全道へ周遊するお金と時間がカジノで消費されると、ゲートウェイ機能も周遊意欲も低下するのではないかって考えるのが普通だと思うんですね。道は何を持って周遊が増加するというふうにおっしゃるんですか。	**（国際戦略担当課長）** ＩＲの機能についてでございますがＩＲ整備法では、国際会議場施設、展示場施設、宿泊施設などとともに、ＩＲの来訪者を国内各地に送り出す機能としての送客施設を整備することとされており、こうした中核施設において、集客を図りながら、各地に観光客を送客していくといった制度設計となっているものと考えているところでございます。 また、国が定めた基本方針では、ＩＲ整備により、世界中から新たな観光客を呼び込むことや、それらの観光客を国内各地に送り出すことが求められているところでございます。 道としては、観光客の地域偏在や季節偏在が課題となっている本道においては、中核施設の魅力を高めていきながら道内各地域に新たな観光客を送客していく機能は、北海道らしいＩＲの検討にあたり重要な位置づけになるものと考えており、委員のご懸念も含め、有識者懇談会において議論を進めてまいります。
（真下委員） 是非私の懸念を伝えてください。中国からもね、中東からもね、富裕層今来ないんじゃないですか。やっぱり現実見ないとだめだと思うんですよね。	

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
13　ギャンブル依存症による社会的損失について **（真下委員）** ＩＲは社会的影響を不可避的に伴います。借金、離婚、別居、退職・自己破産、深刻なのは犯罪に身を投じることや、当事者や家族の自殺と自殺企図が非常に多いということなんです。これらの社会的影響をどう見込んで対策を取ろうとしているのですか。 また、一時的にですね、生活保護を利用したり、離婚した場合は福祉的支援も必要になりますよね。子どものネグレクトや自殺も深刻な影響として出てきます。出ています。こうして社会的影響はカジノによる経済成長と、どう比較するのですか。社会的損失っていうのは定量的に示されるのですか。	**（国際戦略担当課長）** カジノの社会的影響についてでございますが、有識者懇談会では、社会的影響対策の実効性が確保されなければ、ＩＲ全体に対する社会的な信頼性が損なわれる恐れがある社会的にネガティブな影響への対処は、付随的な配慮事項にとどまるものではなく、ＩＲ制度の正当性を支える前提条件として、築かれる必要があるといったご意見をいただいたところでございます。 道としては、既存のギャンブル等依存症などの社会的影響への効果的な対策については、引き続き、有識者懇談会で議論を深めていく必要があると考えております。
14　公営ギャンブルとの違いについて **（真下委員）** 有識者懇談会の議論ではね、効果的な対策が取られていないっていう議論がみんなに浸透したじゃないですか。効果的な対策なんて取られていないんですよ。公営ギャンブルとの違いについてもね、議論されていますけど、公営ギャンブルには社会的損失対策がないと、オンラインはほとんど何もないと指摘があって、ホッカイドウ競馬について、調べました。９割以上がインターネット購入で、それが優位になってギャンブル依存症に陥っているということがギャンブル依存症等の事例集でも紹介されていて問題にしました。それでね、公営ギャンブルでもそういう状況で対策が取られていない。そういう中で民営化によって収益が優先されれば、比例するかのようにギャンブル依存症患者が増加してしまうのではないかと考えます。公営ギャンブルとの違いについて、道はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。	**（国際戦略担当課長）** 公営競技についてでございますが法律の定めるところにより行われている競馬などの公営競技については、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すること、自転車その他の機械改良といった目的に加え、地方財政の改善を図ることが、それぞれの法律に明記されて、地方自治体や指定を受けた法人が運営をしており、公益的な役割を果たしているものと認識しております。 ＩＲは、民間資本により整備し、民間企業が運営するものの、ＩＲ運営事業者は、区域整備計画の認定された期間中も、事業計画の提出といった国土交通大臣の関与が継続することに加え、カジノについても、カジノ管理委員会の監督を受けることから、一般的な企業経営よりも公的関与が大きいと考えられるほか、ＩＲ推進法において、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものと、公営競技と同様に定められているところでございます。
再　ギャンブル依存症による社会的損失について **（真下委員）** そういうふうにはならないんですよ。ならないんです。今でも推定の患者数の１パーセントしか治療に繋がっていません。それでね、ギャンブル依存症によるその社会的損失について、具体的にね、観光局がどのように認識しているのか伺っておきたいと思います。	**（観光局長）** ギャンブル等依存症に関する認識についてでございますが、有識者懇談会においては、ギャンブル等依存症の専門家からは、ギャンブル等依存症について、若年化が顕著となってきており、男性が圧倒的に多く、６割近くがオンラインでギャンブルを行っていること、離別、暴力、犯罪、自殺といった問題が生じるとの報告があったところでございます。 道といたしましては、有識者懇談会でいただいたご意見なども踏まえ、既存のギャンブル等依存症の実効性のある対策を講じていくことが重要であると認識しております。
（真下委員） あの参考までにお聞きしますけども、オンライン等によるギャンブル等依存症事例集、ご覧になった方いらっしゃいます。	**（観光振興担当課長）** 事例集でございますけども、私が拝見しております。
（真下委員） 残念ですね。一人しかいないから、それでは認識が広がらないと思うから、是非ご覧になってください。	

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
15　カジノ誘致に関する決断について **（真下委員）** 最後に、カジノ問題で最後にお聞きするのですけど、「北海道らしさ」っていうこととは相いれないと思うんです。断念すべきだと考えます。ギャンブル依存症の懸念に丁寧に答えていくことが道には求められておりまして、誘致ありきで進めることはないというふうに観光振興監にね、明言いただきたいと思うのですがいかがですか。	**（観光振興監）** ＩＲ整備についてでありますが、ＩＲは、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する可能性が期待される大きなプロジェクトである一方で、道民の理解促進や、委員からのご指摘があったギャンブル等依存症をはじめとする社会的影響への対策といった課題があるところでございます。 また、道では、ＩＲに設置されるカジノにつきまして、入場者がカジノ施設を利用したことに伴いギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置を求めるといった関係法令の趣旨や対策を踏まえまして、厳格に運用されていくことが大変重要であると考えているところでございます。 道としては、こうした認識も踏まえまして、今後、北海道らしいＩＲコンセプトの具体化に向けまして、有識者懇談会での議論を深め、本年秋を目処に、「基本的な考え方」の成案を提示できるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。
（真下委員） これだけ議論を重ねても、そう答弁せざるを得ない観光振興監の気持ちを押し計らってはいますけども知事に直接伺いたいと思いますので取り計らいをお願いします。	